天理よろづ相談所健康保険組合体育館利用規程

（総　則）

第 1 条　　この規程は、天理よろづ相談所健康保険組合体育館（以下「体育館」という）の利用を円滑に行うため必要な事項を定めたものであり、利用にあたってはこの規程の定めるところに従わなければならない。

（目　的）

第 2 条　　体育館は、天理よろづ相談所健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者の健康保持増進．体力づくり．文化活動のため利用に供するものとする。

（利用の範囲）

第 3 条　　体育館を利用できる者は、当組合の被保険者および被扶養者に限る。但し、前項の利用者の利用に支障がないと認めたときは、その他の者の利用を認めることとするが、利用日．時間および利用料等は別に定めるものとする。

（利用時間）

第 4 条　　体育館の利用時間は次のとおりとする。

1. 開館は午前９時、閉館は午後９時とする。
2. 第３条但し書による利用者の場合は、別表４の定める時間とする。
3. 前項のほか、特別の事情がある場合に限り時間の変更を認めることがある。

（休館日）

第 5 条　　体育館の休館日は次のとおりとする。

1. 毎週月曜日。
2. 年末年始の休日期間。（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
3. 祝日、振替休日。
4. その他、組合で必要と認めた日。
5. 必要に応じて休館日を変更することがある。

（利用料）

第 6 条　　当組合の被保険者および被扶養者が利用する場合は無料とする。但し、上記以外の第３条但し書による利用者は、別表４に定める利用料を徴収するものとする。

（利用の手続）

第 7 条　　体育館の利用手続きは次のとおりとする。

1. 施設利用希望者（第３条但し書による利用者を含む）の受付は利用日の１ヶ月前からとし、体育館利用申込書（別表１）を組合に提出するものとする。
2. 体育館の利用承認は、原則として申込順とし、組合は申込件数．利用種目等の状況に応じて割振り時間を調整し、別表２に定める体育館利用承認通知書を交付するものとする。但し、同一日時に重複利用申込の場合は、抽せんにより利用者を決定する。
3. クライミングウォールの利用申込については、公認の指導者がいない場合は承認しないものとする。

（利用責任および利用方法）

第 8 条　　利用者はこの規程を遵守し、利用にあたっては責任をもつものとする。

1. 利用者は利用時に利用承認通知書を管理人に提出し、その指示に従わなければならない。
2. 利用者は、器具．用具等の準備および後始末をしなければならない。また退場にあたっては使用場所を清掃したのち、管理人に連絡してから退去する。

（利用の中止または変更）

第 9 条　　利用を認められた者が都合により中止または変更する場合は、遅滞なくその旨を組合に届出なければならない。

1. 利用承認通知書は、他の者に譲渡しまたは転貸することはできない。
2. 利用承認日時に利用しなかった者は、組合に理由書を提出しなければならない。

（利用の禁止）

第１０条　　利用者が次の各号の一に該当するときは、利用中であっても退場させ、または利用を禁止することができる。

1. 利用申込書に、虚偽の事項を記載したとき。
2. 利用目的を、無断で変更したとき。
3. 第８条および第１２条の規程に違反したとき。
4. その他、管理人の指示に従わなかったとき。

（利用の制限）

第１１条　　組合は、前条のほか運営または管理上必要がある場合には、施設の一部閉鎖や利用の制限、場合によっては利用承認を取消すことができる。

（利用の心得）

第１２条　　利用者は、別表３に定める体育館利用心得を遵守しなければならない。

（入場制限）

第１３条　　次の各号の一に該当するときは、入場をすることができない。

1. 酒気を帯びている者および保護者のいない６歳未満の幼児。
2. 危険物および場内毀損のおそれがある物を携行する者。
3. 風紀．秩序維持上好ましくない服装をする者。
4. その他、入場を禁止する必要があると認められる者。
5. トレーニングルームについては、１６歳未満の者。

（損害賠償）

第１４条　　組合は、利用者が故意または重大なる過失によって施設および用具．器具等に損害を及ぼしたときは、その損害の範囲内において賠償を請求することができる。

（その他）

第１５条　　この規程に定めない事項ならびに、この規程に定める条項の解釈に疑義が生じたとき、また違反した場合の処分等については、組合の理事会で決定し、組合会で承認を得るものとする。

附　　則　　この規程は、平成８年１０月２９日から施行する。

この改正規程は、平成２２年６月１４日から適用する。

別表３

利　用　者　の　心　得

体育館施設利用について、下記事項をお守り下さい。

（１） 利用承認通知書は、利用当日必ず受付に提出して下さい。

（２） 利用許可時間を厳守して下さい。

（３） 利用承認を受けた施設、設備器具以外のものは使用しないで下さい。

（４） 利用中に第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において解決して下さい。

（５） 館内は全館禁煙とします。

（６） 体育館およびトレーニングルームへ入る場合は、室内用シューズ（屋外で使用したシューズは不可）を必ず使用して下さい。

（７） 球技場、トレーニングルーム、テニスコートでの、水分補給目的以外の飲食はしないで下さい。

（８）トレーニングルーム及びテニスコートを使用する際は、概ね４時間までにして下さい。

（９） 器具、用具等は利用後に、必ず所定の場所に収納して下さい。

(10) 退場するときは、使用場所を清掃のうえ整理整頓して下さい。

(11) 用具、器具等は退場のとき管理人に確実に返納下さい。

(12) 用具、器具等を破損した場合は、速やかに管理人に届け出て下さい。

(13) 体育館各施設における事故については、当組合は一切責任を負いません。

※　以上の注意事項を厳守して下さい。もし違反した場合は退去、もしくは以後の使用許可を取り消すこともあります。

別表４

体育館利用料規程（部外者用）

体育館の利用料等については、利用規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

一般部外者

（１） 利用日

① 毎週木曜日とする。
但し、定期的な使用は認めず、臨時的でやむを得ない場合とする。

（２） 利用時間

① 午前１０時から午後４時までとする。

② 特別な事情がある場合は、利用時間の変更を認めることがある。

（３） 利用料

① １時間利用、１面１，０００円とする。

② 利用料金は、利用申込の際組合に支払うものとする。

附　　則　　この規程は、平成８年１０月２９日から適用する
この改正規程は、平成２２年５月２７日から適用する。
この改正規程は、平成３０年６月１日から適用する。